第73回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和4年1月18日(火) 開会14時00分 閉会15時55分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

- 1 諮問案件
- (1) 介護予防関係個人データに係る DX 推進に係る個人情報の保護について

【福祉部 高齢福祉室】

(2) クラウドサービスを利用した財務会計システム更新に係る個人情報の保護について

【会計室】

2 その他

「市民サポーター制度に係る会員登録システムにおける個人情報の保護について」の諮問取下げについて 【健康医療部 健康まちづくり室】

<委員>

出席:(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美 廣瀬 惠美子

宮前 正利 宮本 修

欠席: 坂元 耕兵 平山 雄一

<実施機関(説明者)>

案件(1):高齢福祉室 (参事) 重光 典子 (主幹) 廣田 典子 (主幹) 森田 大輔

(主幹)川見 知佳

案件(2):会計室 (参事)田中 義之 (主査)野田 裕也 (主任)御田 真希子

<事務局>

市民部 (部長)高田 徳也

市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

諮問案件1 介護予防関係個人データに係る DX 推進に係る個人情報の保護について 【福祉部 高齢福祉室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

介護予防関係個人データに係る DX 推進業務

(2) 概要

ア目的

本市では、第8期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)において、住民主体の介護予防活動支援の充実を図っています。その中で通いの場等において、高齢者等を対象に体力測定やアンケートによる機能評価を実施しています。

次年度より、ICT を利用した認知機能評価を新たに実施するとともに、従来紙面による管理を行っていた参加者の出欠状況や各種機能評価結果について、ICT を活用し、デジタル化を図ります。

イ 効果

- (ア) 出欠状況と機能評価結果を結びつけることで、参加者それぞれの運動をはじめとする介護予防行動を動機付け、継続意欲を高めることができます。(通いの場に継続して参加することで、身体機能や認知機能などは維持・向上される傾向にあるため。)
- (イ) 出欠状況や機能評価結果等をデジタルデータとして管理することで、結果等の分析や、 それに基づく事業評価を行うことが容易になります。また、支援が必要な高齢者等を早期 に把握して介入し、必要な支援につなげていくことが可能となります。

(3)諮問理由

情報の収集・集積に際しては同意を得ますが、認知機能評価結果、体力測定結果、口腔機能評価は、吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号に規定されている社会的差別の原因となる恐れのある事項に該当し、取扱いについて審議会の意見を聴く必要があるため。

また、従来は紙で収集していた個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行うため、吹田市個人情報保護条例第12条により、審議会の意見を聴く必要があるため。

加えて、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うため、吹田市個人情報保護条例第13条により、審議会の意見を聴く必要があるため。

2 議事要旨 (委員からの質問)

委 員: どこが提供するクラウドストレージサービスを利用する予定か。

実施機関: クラウドストレージサービスの詳細な内容は、事業者選定後に仕様を固める段階で 決定します。事業者の選定にあたっては、適切なクラウドストレージサービスを利用 していることを要件として提示する予定です。参考として数者に聞き取りしたところ、

- ・Amazon Web Serice (AWS) の専用サーバーを契約の上、利用しています。(2者)
- ・クラウドストレージサービスではなく、WebAPI 形式での実装をしています。(1者)

とのことでした。

- 委 員: 利用予定のクラウドストレージサービスは、サイバー攻撃や不正アクセスなどに対して重大な脆弱性はないか、安全性が高いかなどの確認結果について、説明してほしい。
- 実施機関: クラウドストレージサービスの詳細な内容は、事業者選定後に仕様を固める段階で決定します。事業者の選定にあたっては、サイバー攻撃や不正アクセスなどに対して 重大な脆弱性がないことや、安全性が高いことを要件として提示する予定です。参考 として数者に聞き取りしたところ、
 - ・Amazon Web Serice (AWS) に特化したセキュリティサービス企業の、株式会社サーバーワークスと契約することで、サイバー攻撃や不正アクセスへの 24 時間監視等、安全性を担保しております。(1者)
 - ・社内基準に従い、定期的にネットワークおよびアプリケーションに対する脆弱性診断を行っております。また、WAF、IDS、IPS なども導入しており、サイバー攻撃や不正アクセスに対する防御を実施しております。(1者)
 - ・クラウドストレージサービスは使用せず、タブレットからデータ読取後に上記技術で AP サーバに送信し、AP サーバから DB サーバに書き込む、という仕組みになっています。このため、外部から直接 DB サーバに交信することはできません。(1者)

とのことでした。

- 委 員: クラウドストレージサービスを利用する場合のシステム管理者やシステム使用者の 共有設定ミスや有効期限設定ミスなどの防止について、説明してほしい。
- 実施機関: クラウドストレージサービスの詳細な内容は、事業者選定後に仕様を固める段階で 決定します。共有設定ミスや有効期限設定ミスなどの防止の対策については、事業者 との協議のなかで確認する予定です。参考として数者に聞き取りしたところ、
 - ・システム使用者はシステム管理者の承認による必要最低限の者としており、管理簿にて利用状況を定期的に確認することで情報の見直しを実施しております。また、 設定値については、管理簿での管理によりミスを防止しております。(1者)
 - ・個人情報取り扱いについては、プライバシーマーク取得企業として運用しておりま す。(1者)

とのことでした。

委 員: 3 4情報セキュリティ対策(1)エ (2)エ 「集積したデータはクラウド上に アップロード後、デバイス内から消去する。」は、ソフトウェアで自動消去するのか又 はシステム使用者が消去するのか説明してほしい。

また、システム使用者が消去する場合は、消去の確認とその記録について、説明してほしい。

実施機関: クラウドの詳細な内容は、事業者選定後に仕様を固める段階で決定します。システム使用者が消去する場合、システム使用者である高齢福祉室職員が消去します。高齢福祉室では、システム導入に際して、職員の作業フローを作成予定です。その一環で、作業時のチェックリストも作成予定です。チェックリストでは、作業担当者が行う業務と確認者が行う業務を明確にします。

システム使用者が消去する場合には、作業担当者が消去し、確認者が消去の確認を 行い、チェックリストに記録します。チェックリストは紙ベースで、作業を行う度に 使用します。

- 委 員: 3 4(3)通いの場出欠等管理システム専用PCのダウンロードしたデータの削除 と削除の記録について、説明してほしい。
- 実施機関: 作業担当者がデータを削除し、確認者が削除の確認を行い、チェックリストに記録 します。チェックリストは紙ベースで、作業を行う度に使用します。
- 委 員: 3 4(5)専用のセキュリティ機能付きUSBの使用後のデータの削除と削除の記録について、説明してほしい。
- 実施機関: 作業担当者がデータを削除し、確認者が削除の確認を行い、チェックリストに記録 します。チェックリストは紙ベースで、作業を行う度に使用します。
- 委 員: 3 4(3) ウ の「複数のセキュリティシステムを必須とする。」について、具体的 に説明してほしい。
- 実施機関: 通いの場出欠管理システム専用 PC においては、PC ログイン時のセキュリティ(ID・パスワード入力)、通いの場出欠管理システムアクセス時のセキュリティ(ID・パスワード入力)にて、それぞれ異なるセキュリティを設けます。
- 委 員: 3 4(4)ア の「複数のセキュリティシステムを必須とする。」について、具体的 に説明してほしい。
- 実施機関: 通いの場出欠等管理システム (SJ) においては、PC ログイン時のセキュリティ (ID・パスワード入力)、SJ システムアクセス時のセキュリティ (ID・パスワード入力及び 指紋認証) にて、それぞれ異なるセキュリティを設けます。
- 委 員: 4 2 通いの場出欠等管理システム(SJ)で作成する個人情報で「氏名」があるが、氏名の入手は、「データ収集に関する了承」によるのか。この場合、市基幹システム上で管理している氏名と通いの場出欠等管理システムで作成した氏名が異なる場合、円滑な早期把握・介入・支援に影響が出る可能性もある。その防止として、「データ収集に関する了承」の受領から個人ID発行までの間に、市基幹システムでの氏名の照会を行う方法も考えられる。正確な「氏名」の入手・作成の運用について、説明

してほしい。

実施機関: 氏名の入手は、「データ収集に関する了承」によるのかというご質問ですが、ほとんどの場合は、事前に個人に了承を得てから発行する形をとりますが、まれに吹田市に住民登録をされていない方や、愛称・別姓など氏名が登録と異なる記載の例もあり、照合できない場合も出てまいります。そのような場合は再度、本人に確認後、QRコードの発行をいたします。現在、使用しております地域包括支援システムもそのような事例はありますので、同様に進めてまいります。

委員: 「データ収集に関する了承」を保有個人情報として保管する場合、その保管方法、 保管期間、廃棄方法について、説明してほしい。

実施機関: 「データ収集に関する了承」は、一定期間保管します。保管方法、保管期間、廃棄 方法は、吹田市文書管理規程で定められているとおり行います。

委員: 今回の諮問事項には、条例第6条第2項第2号(個人情報の取扱いの一般的制限) が含まれている。条例で原則取扱い禁止とされている社会的差別の原因となるおそれ のある事項をあえて取扱おうとする、その必要性について説明してほしい。

実施機関: 認知機能評価結果等を取り扱う通いの場出欠等管理システムを導入することが、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、適切な介入や必要な支援につなげていくために必要不可欠であると考えています。

委 員: 市内各所で百歳体操は自主的に行われていると認識している。専用デバイスへの情報入力は、自主的に活動されている各グループに委ねられることとなるのか。

実施機関: 専用デバイスへの入力については、地域包括支援センター及び高齢福祉室の職員が 行います。

委員: 市職員等は、毎回、百歳体操の会場にいるわけではないのではないか。

実施機関: 現在は半年に一度、市職員等が百歳体操の会場に出向いています。そこで半年分の 出欠表を回収しており、出欠管理は十分には行えていない状況です。今後、各地域包 括支援センターに高齢者でも簡単に入力できる専用デバイスを配置し、各グループの 運営ボランティアとともに、年に2回、出欠情報を入力し、アップロードしてもらう 予定です。

委 員: 専用デバイスには、住所、氏名、年齢などを入力するのか。

実施機関: 専用デバイスには個人を特定できる情報を入力することはありません。情報の取扱いの流れを説明すると、まず、インターネットから分離されたSJ環境下にある基幹系システムから氏名や介護保険被保険者番号などの情報を、同じ環境にある通いの場出欠等管理システムに移行させます。次に、通いの場に出席されている方に対して、市が出欠情報や機能評価結果のデータを収集することについての了承を得たうえで、通いの場出欠等管理システムからQRコード等の形で個人IDを発行し、個人を特定できない形で個人IDと出欠情報や機能評価結果等を専用デバイスに入力します。入

力された情報は、クラウドにアップロードされ、専用端末からダウンロードし、さらにセキュリティ対策がなされた専用USBを介して、SJ環境下の通いの場出欠等管理システムに取り込みます。そこで初めて個人IDと個人情報が紐づけられ、個人が特定できる情報となります。

委員: クラウドストレージサービスを利用する場合のシステム管理者やシステム使用者の 共有設定ミスや有効期限設定ミスなどの防止についての先ほどの説明は、事業者の対 応策に関するものと認識した。実施機関としての対策は行わないのか。

実施機関: 市職員についても運用ルールを決め、設定ミスなどがないように対応していきたい と思います。

委 員: 通いの場に出席する高齢者の方については、出欠管理などについて変更が生じるのか。

実施機関: 今までどおりですが、高齢者の方には「はつらつ元気手帳」というものをお渡ししており、そこに QRコード等の個人 I Dを確認できるものを備えるので、お持ちいただきたいと考えています。

委 員: 高齢者の方に対して、個人情報の収集について丁寧に説明したうえで、収集についての同意確認を行ってほしいと思う。また、仮に収集に同意されなかったとしても、 これまでどおり通いの場に参加できるように対応してもらいたい。

実施機関: 承知しました。

委 員: 最終的に個人が特定できる形で情報を持つということなので、機能評価結果などに より、認知症などの兆候がある場合など必要性が認められれば、何らかの支援を受け ることができるという理解でよいか。

実施機関: お見込みのとおりです。また、個別支援だけでなく、グループごとに対しても個人 を特定できない形でのフィードバックをしていきたいと考えています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。ただし、データ収集を行うにあたり、対象となる高齢者の方に丁寧な 説明を行うこと、また、収集したデータの取扱いについてはセキュリティ対策をしっかり行う ことを要望する。 諮問案件2 クラウドサービスを利用した財務会計システム更新に係る個人情報の保護に ついて 【会計室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

財務・会計業務

(2) 概要

ア目的

本市では、予算編成、契約業務、予算執行、決算書・財務諸表作成等の財務・会計事務を効率よく実施するために「財務会計システム」を運用しています。現行システムは、ソフトウェアサポートが令和7年3月までとなっており、サポート終了までにシステムの更新が必要となります。現行システムについては、本庁内の仮想化基盤上で稼働していますが、システム更新に伴い、新たに庁外のデータセンター等、いわゆるクラウドサービスを利用したシステムを調達します。機能面では、現在、歳入事務で取り入れている電子決裁機能を、新システムでは、歳出事務にも拡充し、会計事務の電子決裁化を図ります。

イ 効果

- (ア)会計事務の電子決裁化及びそれに伴う伝票や添付資料の電子化により、全庁的なペーパーレス化に寄与します。また、出先機関が支払い関係書類等を会計室に提出するために来ーデする時間や手間を省くこともでき、事務の軽減にもつながります。
- (イ) データサーバを設置・管理するデータセンターは地震や停電、水害等の災害に対する備 えが施されており、そうした庁外の施設を利用することにより、リスク分散を図ることが でき、災害に対する安全性の向上に寄与します。

(3)諮問理由

外部との連携を含む、新しい財務会計システムを構築することが第 12 条の電子計算機処理の制限及び第 13 条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。

2 議事要旨(委員からの質問)

委 員: 個人情報を含むデータの「更新する財務会計システム」へのデータの移行方法について、説明してほしい。

また、移行データの持出がある場合、具体的な持出方法やその管理方法について、 説明してほしい。

実施機関: 「更新する財務会計システム」と現行の財務会計システムのある LGWAN 接続系ネットワークとは専用回線で接続するため、基本的にはその閉鎖されたネットワーク内での作業となります。移行データは、現行システムの事業者が現行システムのレイ

アウトで抽出し、「更新する財務会計システム」の事業者がコード変換やデータ加工を 行い、取り込みます。

また、データの持出は、本市及びデータセンター以外への持出はできませんが、データの持出が必要な場合は、情報政策室長に申請を行ったうえで、データを暗号化し、USB等の電子媒体に保存し、委託業者が持ち出します。電子媒体は、適切に管理される鍵により施錠できるロッカー等に保管します。また、不要になればデータはすぐに削除します。媒体の持出日、持出データの内容等は、台帳で管理します。

委 員: システム上の個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明 してほしい。

実施機関: 個人情報を含むデータの保存期間は規程等では定めていません。しかし、所得税法施行規則第76条の3により、扶養控除等申告書は、当該申告書の提出期限(毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで)の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっていることから、税務署へ提出する法定調書作成のために収集している個人情報を含むデータについても同様に考えられるため、保存期間は7年としています。データの削除は、運用・保守委託業者に、最終使用日より7年経過したデータの抽出を依頼し、職員が確認のうえ、一括削除します。

委員: 会計室で厳重管理する口座振込関係の書類、マイナンバー関係の書類や個人情報を 印刷した出力帳票の保管方法、保管期間、廃棄方法について、説明してほしい。

実施機関: マイナンバー関係の書類は、文書引継などで不特定多数が触れる場所への移管を禁止しているため、廃棄するまで、会計室内の、会計室職員以外は立ち入り禁止となっている鍵がかかるエリアの、更に奥にある鍵がかかる部屋に保管しています。口座振込依頼書および個人情報を印刷した支出命令書及びその添付書類は他の支出命令書と同じように1年度期間は会計室内で保管し、1年度を過ぎると、書庫へ引継ぎます。書庫は常時鍵がかかっています。会計室は日中、常時人がおり、誰もいない夜間や休日は鍵がかかっています。

マイナンバー関係の書類の保管期間は先の回答のとおり、7年です。口座振込依頼書および支出命令書の保管期間は10年です。

保管期間が過ぎると書類は、市の実施する機密文書の廃棄時に、焼却又は溶解等の 復元不可能な手段で廃棄します。

委 員: データセンターに入退出するのはどういう人か。

実施機関: システム開発の業者にデータセンターの運営を委託しようと考えています。業者に は個人情報の適切な取扱いについて契約書にも明記します。

委員: 現行システムのソフトウェアサポートは令和7年3月までとのことだが、令和7年 4月以降も令和6年度の出納整理期間や決算審査があることにより、現行システムを 使用するのではないか。その場合、サポート期限切れのシステムを使うことについて 問題はないのか。

実施機関: 決算が終わるまで、システムのサポート期間を延長する予定です。

委 員: データセンターに財務会計システム自体とそのデータがあるという理解でよいか。

実施機関: 現行システムは庁内にサーバを設置していますが、新システムではサーバをデータ センター内に設置することになりますので、データセンター内にシステム及びそのデ ータがあることになります。

委 員: データのバックアップなどのセキュリティ対策はどうなるのか。

実施機関: これからプロポーザル方式により業者決定後、そうした対策についても仕様を決めていきたいと考えています。

委 員: 過去にデータセンター自体のミスによりデータが消滅した事件があったと認識して いる。そうした対策についてはきちんと仕様を決めてもらいたい。

実施機関: 承知しました。

委 員: 新システム導入によりテレワークが可能となることについて説明してほしい。

実施機関: 本市では、テレワークについては自治体テレワークシステム for LGWAN を試験的 に導入しています。しかし、現行システムにおいては、支出命令書等は紙ベースでの 取扱いとなっています。新システムでは紙ベースのものが電子化されるため、テレワーク対応が可能となります。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

報告案件 「市民サポーター制度に係る会員登録システムにおける個人情報の保護について」の 諮問取下げについて 【健康医療部健康まちづくり室】

令和3年10月19日付け3健健第778-2号にて諮問した、市民サポーター制度に係る会員登録システムにおける個人情報の保護について、当該制度の設計を見直し、個人情報を収集しないこととしたため、上記諮問を取り下げる旨、実施機関から報告があった。